

地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則（平成26年秋田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第14条」を「第15条」に改める。

第10条中「）に定める」を「。以下「地方独立行政法人会計基準及び注解」という。）に定める純資産変動計算書、」に、「行政サービス実施コスト計算書」を「行政コスト計算書」に改める。

第11条各号を次のように改める。

- (1) 法人の目的および業務内容
- (2) 法人の位置付けおよび役割
- (3) 中期目標の概要
- (4) 理事長の理念ならびに運営上の方針および戦略
- (5) 中期計画および年度計画の概要
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するために必要な財源その他の資源
- (7) 業務運営上の課題およびリスクの状況ならびにこれらへの対応策
- (8) 業務の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果および当該業務に要した資源
- (10) 予算および決算の概要
- (11) 要約した財務諸表

(12) 財政状態、運営状況およびキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

(13) 内部統制の運用の状況

(14) 法人に関する基礎的な情報

第19条を第20条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

(会計監査報告の作成)

第13条 会計監査人は、法第35条第1項後段の規定により会計監査報告を作成しようとするときは、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図りながら、情報の収集および監査の環境の整備に努めなければならない。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる者

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度および独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設および維持を認めるものと解してはならない。

3 法第35条第1項後段の会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監査の方法およびその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号および次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する意見がある場合は、次に掲げる意見の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準及び注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準及び注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨および除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨およびその理由

(3) 前号の意見がない場合は、その旨およびその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、法第34条第2項の事業報告書（会計に係る部分に限る。）および決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号の追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。